

11月9日から15日は秋の全国火災予防運動週間です！

住宅用火災警報器の設置は義務です！

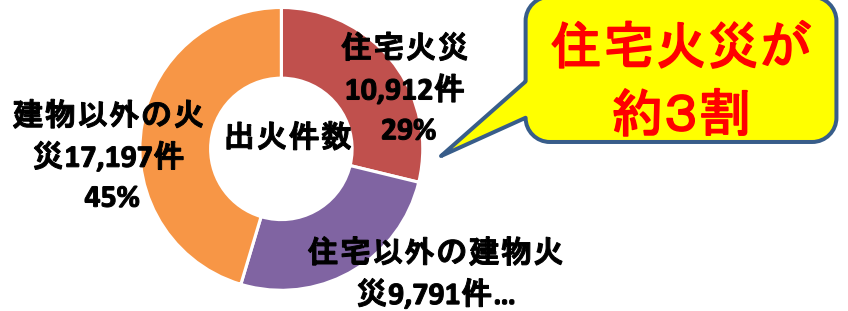
平成30年中の住宅火災による死者の約5割が「逃げ遅れ」が原因で亡くなっています。住宅用火災警報器を設置することにより、早めに火災の発生を知ることができ、「逃げ遅れ」を防ぐ効果があることから平成18年に消防法が改正され全住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

【設置場所】寝室と寝室がある階段上部（1階の階段は除く）に設置が必要となります。

【購入方法】ホームセンター、電気店。



平成30年中の火災件数



住宅火災『いのちを守る7つのポイント』

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



夏の疲れは秋に出る！『かぜを予防する5つのポイント』



体の免疫力を高め、予防に努めましょう！

令和元年度全国統一防火標語

『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』



連絡先 双葉消防本部 0240-25-8523
富岡消防署 0240-22-2119
檜葉分署 0240-25-2119
川内出張所 0240-38-2119

消防指令センター 0240-25-8561
浪江消防署 0240-34-4111
葛尾出張所 0240-29-2119

